

論文

20世紀前半期における米国リース会計の実態の考察

—代表的文献からのリース会計実務および理論の考察—

石 井 明

目次

1. はじめに
2. 代表的文献の考察
3. 総括

1. はじめに

米国においてリースおよびリース会計が大きく注目され始めたのは、1945年に第2次世界大戦が終了した直後からであった。それはまず不動産、次いで動産を対象としたセール・リースバックの活発な利用、すなわち大企業による金融リース (finance leases) の「量的な拡大」を契機として、リース契約のレシー（貸借人）(lessee) 側の貸借対照表上、所有資産や借入債務と同様に、リース資産およびリース負債の計上の必要性が実務を担う公認会計士や会計学者によって検討された。会計学者の立論では、有力な会計雑誌、ジャーナル・オブ・アカウンタンシー誌上でのCannon [1948]、およびアカウンティング・レビュー誌上でのMyers [1948]^(注1)が注目された。

そして、リースバックを含む一定の実質購入のリースは、法形式にかかわらず、割賦購入に類似するという観点から貸借対照表に計上する手法、すなわちリースの資本化が求められ、1949年にAIA (American Institute of Accountants, 米国会計士協会) の一組織、会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedures: CAP) から会計調査公報第38号 (ARB38)『レシーの財務諸表における長期リースの開示』 (Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees) (以下、ARB38という) というリース会計基準がはじめて公表されたのである。

上述の経緯は事実ではある一方、戦後の米国におけるリース会計論の展開過程を「リースの普及→リース資本化論の形成」として単純に解釈することは、歴史

的な実務や会計理論の蓄積を無視した、余りにも単線的な見方であると言わざるを得ないだろう。

リースの基本思想は、アングロ・アメリカ的法体系としての起源から今日に至るまで知られ、またリースは遍く利用してきたものであり、それに基づいた会計慣習や会計論が形成されてきたことを踏まえなければならない。

本論文は、第2次大戦前のリース会計基準、ARB38の設定以前、すなわちMay [1943] の頃まで（第2次大戦前まで）のリースを取り巻く実務慣習、および会計理論を、主に当時の代表的な文献の記述を辿り分析して、会計実務や理論の実相を明らかにすることを目的としている。

そこで、本論文の目的がリース会計に限定し、かつ文献サーベイに依拠している性格上、リース会計処理の記述の重複が随所にみられるが、それはその当時の状況や通説を物語っていることと判断している。また、文献が資産、負債等の概念を検討し定義を述べている場合には、20世紀後半に展開されたリースの資本化の課題に関係を有することから、それらを合わせて検討している。

ここで取り上げた代表的文献は、Cole [1908]、Lybrand [1908]、Hatfield [1909]、Dickinson [1913]、Bennett [1916]、Gilman [1916]、Federal Trade Commission [1917]、Kester [1918]、Paton & Stevenson [1918]、Paton [1922]、Finney [1923]、Paton [1924]、Canning [1929]、Paton [1938]、Gilman [1939]、Paton & Littleton [1940]、およびMay [1943] である。特に、Paton教授が著した文献が多数（共著を含めて4冊）に及んでいるが、同氏が多数出版していた事実、および当時のアメリカ会計界を代表する会計理論を提示したものとして、本論文では詳細に検討を試みている。

なお、これらの文献のなかには、鉄道車両や設備に係るリースの会計に関する説明が一部含まれている (Bennett [1916], Paton & Littleton [1940])。この重

要かつ広範な問題領域については、拙稿『20世紀初頭における鉄道車両設備リース会計』[2013]で検討を加えているのでその論文を参照願いたい。簡単に言えば、リースは鉄道において様々な形態で利用されているため、19世紀後半より各州の鉄道委員会、また連邦ベースでは州際通商委員会（Interstate Commerce Commission）等により検討され統一的な会計ルールが公表されてきた。また、鉄道に関係するリースの会計処理や財務諸表表示については、Adams [1918]に詳しい。

加えて、下記の会計原則案については、リースを対象とした会計規定があるか否かを合わせて分析対象としたが、リース会計に係る記述箇所は繰延費用項目のひとつとして前払リース料を指摘する以外は、特に存在しないと判断して、本論文の検討対象には含めていないことを付言しておく。

- ・ AIA『財務諸表の検査』[1936]
- ・ 米国会計学会（AAA）『会社報告諸表会計原則試案』[1936]
- ・ AIA・Sanders, Moor, & Hatfield『会計原則に関するステートメント』[1938]
- ・ AAA『会社財務諸表の基礎をなす会計原則』[1941]
- ・ AAA『会社財務諸表の基礎をなす会計諸概念及び諸基準』[1948]

なお、文献中で頻出する専門用語「改善」（improvement）については、「リース土地使用権に対して加えられる、土地の価値を高める改良工事による土地の増価および建物・付属物」と定義しておく。

2. 代表的文献の考察

20世紀の初頭、鉄道会社や公益企業を除いた、アメリカの大多数の事業会社は、自社の判断で多様な会計処理を行っており、「自由会計」と呼ばれた「会計慣行」の時代であった。また大企業といえども、ほとんどの会社は外部への年次報告の慣習がなく、また財務諸表は粗雑かつ幼稚な段階にあった。そのようななか、1902年アメリカの巨大企業U. S. Steel社からPrice, Waterhouse & Co.（勅許会計士事務所）の監査証明付きの連結財務諸表が公表されたのは、アメリカ会計史上、画期的な出来事であった。

アメリカの会計制度は、19世紀より主に西欧諸国からの債券投資を主とした投資リターンの確保や投資家

の保護を目的として、イギリス会計制度の移植と会計プロフェッショナルの誕生を契機として近代化が進められた。それゆえ、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、アメリカでの会計に関する重要な文献は、イギリスの当時の有名な勅許会計士が執筆した文献であり、それらを参考にアメリカの実情に合わせた会計実践が形成されていった。

本論文では、ハーバード大学の教授であった学者による1908年の会計に関する出版物（大学の教科書）から、年代の早い順に従って、リースに係る会計実務や理論をサーベイする。それにより、20世紀前半期におけるリースに関する会計実務の実態や資本化論の形成に検討を加えていく。

1. コール『会計：理論と構造』[1908]

コールは、1866年ボストンで生まれた。彼は1890年にハーバード大学政治経済学部の講師、1916年より同大学教授となり、ほとんどの期間、会計学を担当していた。彼は本書において、事業取引を具体的にあげて簿記および会計原則を説明している。また、銀行の信用分析目的のための財務諸表分析（貸借対照表分析）に焦点をあてており、本書は当時、高度な教科書であった。

本書の第2部「会計原則」第7章「資本と収益の区分」の箇所（pp.71-73）において、不動産に関する支出に対する資本的支出と収益的支出の区分の説明において、リース料（収益的支出）勘定の処理方法や説明がある。

「第4章 収益的支出 対 資本的支出

我々がある建物の所有者であると仮定する。それは球戯場、スケート・リンク、または乗馬学校として使用されており、事業活動の動きや人口は、よい借主を確保する目的で、その建物を様々なストアに切り分けることを要求する。その建物が改造される際、どのような勘定が改造費用の処理として使われるべきかという疑問が生じる。その正確な勘定名はここでは重要ではないが、それは収益勘定または資本勘定（筆者注：固定資産勘定）に賦課すべきか否かが、非常に重大な問題となる。

この例を明確化する目的で、代替案が単に「リース料（Rent）」または「不動産（Real Estate）」に賦課するかを想定してみよう。財産を表す不動産勘定は、帳簿上、建物の価値を表示すべきである。一方、名目勘定であるリース料勘定は、リース料からそのリース

料を獲得するに必要であろう控除項目を差し引いた利益額を示すべきである。この状況下、これら改造(alteration)のコストがリース料ではなくて、不動産勘定に賦課されるべきであることは、この改善(improvement)が恒久的である点でほぼ明確である。

さて店舗のひとつが1年間賃借された後、その借主が立ち退くことを仮定する。ある他の者が、窓を除去し彼の特定の事業に適合する他のものに我々を取り替える場合、その店舗をリースすると申し出てきたが、我々がその改造を行わない場合にはリースしないと言ってきた。そこで再度、その財産が改善されるのを根拠として、我々は不動産勘定に賦課すると仮定する。そのうちにこの借主が立ち退いたので、建物を再度貸す目的で、我々は古い窓を替えることを強いられた。ここで、この改造がどの勘定に賦課されるべきかという疑問が生じる。そこで、この改造が建物を以前よりも現在の目的に適しより大きな価値をもたらすという原則に基づいて、その費用が不動産勘定につけられるものと仮定しよう。そうしているうちに、事業活動は市の当該区域から去っていった。小さな店舗は、大きな店舗に引き継がれる。我々は古いストアを幾つかの小店舗に切り分けて、その費用を不動産勘定に付ける。本年度末となり、借主が出て行ったので、パートナーシップを撤去することにより再度その財産を賃貸することができる。我々は変更を加えたので、前と同様に不動産勘定の借方記入を行う。そのような事が、いつまでも繰り返されると想像しよう。

各年度、我々は何かの変更を行うが、次年度には行った変更を元に戻す。各年度、我々は財産の改善を不動産勘定に付けて、毎回賃貸できるようにする。結果はどうなるのか？我々の帳面では、不動産勘定に定期的に増加額が記入されるが、その財産の価値は恐らく、期首よりも期末時の方が少ないのである。

これは明らかに悪い会計であり、誤りはこれらの改造の一部が恒久的な改善ではなくて、リース料を得るための単なるコストであるという事実に存在する。それらはリース料を得るプロセスにおいて生じた費用または損失であった。それらは、財産に加える金額を考えることはできず、リース料に対する費用として計上されるべきであった。リース料からの控除項目とリース料を獲得するための改造とを区別することは本来的には望ましいだろうが、我々の意見では、両者はともに収益に対する費用計上であることから、そのような区別は無視して、このような場合のほとんどの改造がリース料勘定に賦課されるべきものであると言及す

る。それらは収益に対する適切な費用であり、固定資産勘定には賦課されない。換言すれば、年度末にそれは、6桁精算表における資産の欄ではなくて損失の欄に記載されるべきものであった。これらは貸借対照表上資産ではなくて、損益計算書上の費用として記載されるべきである。それらは投資や固定資産としてではなくて、稼得利益または収益から差し引かれる項目として取り扱われるべきである。」

次に、本書の第7章「評価における元本と利息の関係」という節の155頁に、リースのことを以下記述している。

「本章で検討してきた原則（筆者注：貨幣の時間価値を考慮した複利計算方法）が、債券のみならずリース（leases）、ロイヤルティ、著作権、寡婦產（筆者注：未亡人の相続分）、保険料その他に適用されるることは留意すべきである。時間の要素が要求額に入ってくるときは常に、その評価は後払方式か、または前払方式かによって変化する。次いで、リースがリース物件の市場相場以上に支払うことをレシーに要求する場合、それは財産の所有者にとり有利な年賦（annuity）の要求となる一方、リースがリース物件の市場相場以下のリース料受取りを所有者に要求する場合、それは実際上、レシーにとり有利な年賦となる。」

コールは前半部（pp.71-73）において資本的支出・収益的支出の課題の例として、財産の改善を挙げている。そして改善と単なる費用とを区別することは難しく、通常は受取リース料を獲得するための費用として処理すべきことを示唆している。

後半部（p.155）で、コールは、債券のほか、リース料が貨幣の時間価値の考え方によって計算されることを指摘している。そこで、契約上の支払時点の取決め方により、利息金額が相違することを指摘している。次いで、例えば、土地建物のリース料率が同種、同地域の物件の一般的な市場価値と比較して有利に設定されるか否かによって、リース契約の評価が変化することを指摘している。

コールは1915年に本書の増補改訂版を出版している。改訂版は当初版と比較して、第2部第14章の鉄道会計2頁、第17章の信託会計2頁、第19章の工場会計16頁、第20章の自治体会計2頁が増加している。また、第22章「トラストシップ、パートナーシップ、倒産」が11頁新設された。改訂版では当初の基本的な構造や内容について変化はみられず、またリース会計に

関連する箇所はないので、特に取り上げない。

2. ライブラント『工企業の会計』[1908]

ライブラントは、1887年12月に20歳でフィラデルフィアの会計事務所に入所し研鑽を積んだ後、1889年同市においてAdam兄弟、Robert H. Montgomeryとともに会計事務所、Lybrand, Ross Brothers and Montgomeryを創設したアメリカの先駆的会計士であった。また1902年から04年まで、ペンシルヴェニア州会計士協会の会長にも就任している。ライブラントは会計実務を通じて、原価会計に精通していたことから、アメリカの工業会計に関する統一ルールの策定を行ったものとみられる。同共同会計事務所はその後拡大を続け、アメリカを代表する国際的な会計事務所となり、また幾多の合併を繰り返して、Coopers and Lybrandという名称を経て、現在は、Pricewaterhouse Coopersという米国のビッグ4の一角を担う会計事務所となっている。

本書『工企業の会計』は、1887年に連邦法にて創設された州際商業委員会(Interstate Commerce Commission: ICC)の規制下で、統一会計制度(Uniform Accounting System)が敷かれていた鉄道会計に次いで、経済的重要性が増大し独占の弊害が指摘されていた事業会社に対して、統一会計ルールを簡潔に例示する文献であった。

この小冊子の19頁、表題「営業上の繰延費用」において、当時における前払リース料に関する貸借対照表表示に関する会計慣行が以下簡単に記述されている。

「営業上の支出項目の中には、…当期の営業費用に計上すべきではない項目がある。重要な項目には、ロイヤルティの前払金、および原材料を含んでいる財産の開発に対する試掘のコストがある（筆者注：例えば、石油企業や石炭企業において生じるコスト）。相対的に重要度が落ちる他の項目としては、未経過保険料、前払リース料（rentals paid in advance）、前払割引料その他がある。この種の前払金は通常、「営業上の繰延費用」（deferred charges to operation）という表題の下に記載されており、その目的は一時的に資産として繰り越されて、後に支出の便益を受ける期間の営業に対して費用計上される。」

本書の記述で分かることは、資産の項目のうち、前払いを行った項目のうち、重要度が低い繰延費用の項

目が種々指摘されている。ここでは、リース契約であって、前払いされた部分は、期間損益計算という観点から、支払ったリース料を繰延費用として計上した後、次期以降の会計年度にその期間経過分を費用計上することを説明しているに過ぎない。

なお、同年に出版された有名なスプレイグ『会計の哲理』(The Philosophy of Accounts)には、單にリース料という名称の記述はあるのみで、特段リースに関して何も論ぜられてはいない。

3. ハットフィールド『近代会計、その原則および問題点』[1909]

アメリカ会計学の理論的あるいは実質的な出発点といえば、ハットフィールドが著した本書であると言つてもよい。黒澤清[1956]は、「以前においては（筆者注：ハットフィールドの本書以前では）、イギリスから伝來した会計監査の実務と慣例が重んぜられるにとどまり、会計監査および企業会計の実践の背後に横たわる原理については、まったく等閑視されて來た」^(注2)と指摘している。

ハットフィールドは、1890年にドイツに留学してドイツ会計学（シュマーレンバッハの動態論）を学んでいる。1897年にシカゴ大学で政治経済学に係る博士号を取得している。そして、20世紀初頭から1937年に引退するまでカリフォルニア大学の会計学正教授として会計学のはじめての教授の地位にあった。彼は20世紀初頭を代表する会計学者として、資本主理論(proprietorship theory)に基づく会計理論を本書によって提示している。またハットフィールドは、「一般に認められた会計原則」という用語を文中幾つか用いている^(注3)。

本書の減価償却に関する記述(p.122)では、製造原価の算定に関して、ハットフィールドは、工場や機械に関する長期リース料について、以下述べている。

「製造業者が工場をリースして、1年間でエンジンを千基生産する場合、年間の工場リース料はその千基のエンジンを生産する費用の一部であることは明らかである。けれども、会計期間を延長した場合、千基のエンジンの生産には10年間にわたるリース料の全支払額を含むことを同時にまたいうことができる。機械類および特許権などについても全く同じことがいえる。それらが10年の耐用年数を有すると仮定すると、千基のエンジンを生産する費用には、10年間のリース料のみならず、また機械類およ

び特許権のコストが含まれる。したがって、これらの総費用を数年間の事業活動に配分するためにその割合を人工的あるいはせいぜい概算にて分割することは必要である。」

当時のアメリカの多くの企業の減価償却の実務は、会計利益の状況を踏まえて減価償却額を決めていた。そこにハットフィールドの減価償却の理論が提示されて、定期的な費用配分を提倡したのである。

上記の工場リースの箇所は、20世紀初頭の産業機械の高度な利用が広範に起きたことを背景とした自己保有の固定資産の減価償却の問題と、工場全体をリースした場合の比較を行っている。この記述は、あくまで製造原価の算定において、リース料の金額の適切な期間配分の必要性を指摘しているもので、特にリース資本化を行って外部公表される財務諸表の比較可能性を保持するという観点はみられないと判断される。

また、下記の箇所では、繰延項目のひとつである前払リース料の貸借対照表上の記載が指摘されている。それは当時の実務慣行として繰延資産の項目のなかに含められていたことを示している。またこの箇所において、「償却」と「減価償却」という用語の定義が明確化されていなかったことが推定される。

本書の123頁は、以下続いている。

「リース料、利息または他の時間の経過に基づく支払いが前もって行われる場合、当該項目は年度末には未経過となって、前払リース料、前払利息、前払保険料というような資産として示すことになる。それゆえ、12月1日において会社が\$10,000に対する6ヶ月の利息前払いを\$300、四半期分の前払リース料を\$1,500、1年分の前払保険料を\$1,200は行ったとしよう。12月31日付けの貸借対照表は、短期項目の場合の慣習によって、時間の経過に応じてその配分額を決めるこによって、資産諸項目のなかで、前払利息\$250、前払リース料\$1,000、および前払保険料\$1,100を記載するだろう。当該諸項目は時々、「期限前」または「修正」勘定と呼ばれ、また繰延資産のなかに含まれる。しかし、論理的には、減価償却との明確な区分は非常に曖昧である。」

これらの記述は、前払いした場合のリース料等をここでは繰延資産とすべきことを説明している。したがって、当時は繰延資産(deferred assets)と繰延費用(deferred charges)の区別も判然としていないこと

が推察できる。

なお、ハットフィールドは、1927年にこの本の改訂版、*Modern Accounting: Its Principles and Problems*を出版している。改訂版では、複式簿記の章、「会計実務の技術上の改善の箇所が削除されて、代わりに連結や貸借対照表の解釈の章が挿入され、また減価償却、配当、利益、剰余金の箇所の記述が増加している。上記123頁の記述は全く削除されており、代わって、第1章「貸借対照表」の箇所(16頁)で、繰延資産(Deferred Assets)ではなくて、繰延費用(Deferred Charges)項目の一費用として、前払リース料(rental in advance)を挙げている。そこでは、「前払リース料は、サービスの提供(賃借財産の使用)に関する外部者への請求権を表している資産または準資産と十分考えられる」という意見を付している。

なお、同時代で有名であった実務家(会計士)、Couchman [1923] (p.31)によれば、前払リース料(prepaid rent)は、前払利息や前払保険料と同様、繰延費用ではなくて前払費用(prepaid expense)の一種であって、明確に分別すべきであるとの意見を述べている。ここにも、この時代の科目的分類、名称、および会計用語の統一問題が大きくあったものと解せられる。

ハットフィールドのこれらの著作を読む限りは、工場リースの問題は製造原価の適正な計算の観点から取り上げられたと解せられる。リース契約やリース会計処理に关心があった様子はうかがえない。

4. ディッキンソン『会計実務および手続』[1913]

ディッキンソンは、英国の勅許会計士事務所、Price, Waterhouse & Co. の指導的パートナーであった。1901年から1913年まで、彼は米国の会計事務所(当初Jones, Caesar & Co. という名前)のシニア・パートナーであった。また1902年、United States Steel Corporationの外部監査人として、同社の連結財務諸表を公表する最初の上場会社となることを説得して成功した。1904年から06年、彼は米国におけるFederation of Societies of Public Accountantsの会長を務め、1904年にはセントルイス市でのFirst International Congress of Accountantsを組織した際に貢献した。その時、彼は法人の利益、The Profits of a Corporationという影響力のあった論文を発表した。彼は、教科書「会計実務および手続」を公刊した。

彼はイギリスの会計実務と会計理論をアメリカに移

植した代表的人物であり、また当時のアメリカの指導的実務家として地位を得ている。

彼は本書をアメリカ会計の教科書として公刊しており、当時の実務を記述している。本書の173頁では、英國の土地リースに関する会計慣行を以下述べている。

「リース土地使用権の償却 (Amortization of Leaseholds)

減価償却 (depreciation) という用語は、自由土地保有権 (freehold) ではなくて土地をリースで購入した財産の償却 (amortization) に対して頻繁に適用されている。減価償却という用語は、このリースの場合に適用されるのは正しくない。そして、購入金 (purchase money) は、リース期間に対する単なる前払リース料 (rent paid in advance) であって、またそれはリース期間中の年賦金 (annuity) の現在価値であり、その金額は関係する損益に対する費用として計上されるべきである。(とはいえる) 実務では、定額法がこの場合に頻繁に採用されている。例えば、20年リースを仮定した場合、等しい年次分割額、すなわち購入金の20分の1が1年間の営業費用として計上される。」

次いで、リース料会計に関する記述として、本書の第9章「原価会計における理論と問題」の「製造原価に対する利子とレントの関連性」(p.200) の箇所がある。ここでは、製造原価の計算上、利子やリース料 (レント) を製造原価に含めるべきかを検討している。この問題の中心は利子の原価算入の方にあるが、当時大いに論争された課題で、資本調達構造によって、原価額が変わることは経済学的には妥当ではないと主張された。本問題については、本書の前の論文、Dickinson [1911]においてすでに彼の主張は展開されており、本書で再説されている。

この課題は、借入金のコスト、すなわち利子率は約定によって明確であるが、株式等の自己資本の調達の際のコスト、すなわち株主等が要求する期待収益率については計算が困難であるとして議論が終了した。リース料についても、借入金と同様として原価算入すべきであると主張された。これは1918年におけるアメリカ会計士協会 (AIA) の利子費用の資本化の否決によって最終決着をみたことを付言しておきたい^(注4)。

ディッキンソンは、本書において、自由土地保有権とリース土地使用権との法的区別を基本として、それ

に応じた会計処理方法を述べている。すなわち、リース土地使用権に関する費用化については、実務上、減価償却 (depreciation) という用語が使われているが、リース土地使用権という無形資産については、償却 (amortization) という用語を使うべきであると指摘している。また、リース料は現在価値計算により決定しているので、前払リース料の費用化に際しては、実務的・慣例的な定額法に対して、現在価値計算を用いて費用化するのが正しい処理であると主張する。

5. ベネット『法人会計』[1916]

ベネットは法律家であって、アメリカがパートナーシップによる事業活動から株式会社による事業活動の時代に入り、株式会社会計の必要性や普遍性が高まった時代でのアメリカ株式会社会計の権威者であった。

本書は、当時隆盛となった株式会社に関する会計を包括的に記述する文献であった。そのような性格の同書の219頁、「第15章 債券の分類、201車両信託債券 (Car Trust Bonds)」の箇所に、鉄道における車両または設備信託リースに関する以下の記述がある。

「車両信託または設備信託債券または証書は、その担保、鉄道会社が購入またはリースする設備を保有するトラステーによって発行される。これら債券の売却によって実現した貨幣は、その設備の製造者または売主に行き、またはその債券が直接的にかれらに引き渡されるかもしれない。鉄道会社は、信託契約に従ってその設備を受取り、信託契約によつて決められた金額と期間でその設備債券を償還する。設備の権原は、通常、鉄道会社がその債券の償還を成し遂げない限り、鉄道会社には帰属しない。これは一部の鉄道会社にとって好都合な債券であり、多くの市外鉄道会社にとって一般に使われている。」

この種の債券や手形は、通常、連続して発行され、鉄道会社が返済するに伴ってその順番に応じて償還となる。鉄道会社が最終的な返済を行ったとき、その財産は保持されている信託証書は譲渡されて、その設備は購入会社の財産となる。」

当時、アメリカでの車両や設備信託は、リース契約を使ったフィラデルフィア方式または割賦販売契約を使ったニューヨーク方式が行われていた。リースといつても、最終的に所有権移転が想定された、実質割賦販売のリースの会計実務が指摘されている^(注5)。

ペネットの会計処理の説明は、あくまで実務家としての経験から、株式会社会計慣行といえる会計処理を説明しており、会計理論上の検討をしている箇所は見当たらない。

6. ギルマン『会計原則』[1916]

ギルマンはペートンとともに20世紀前半を代表する学者である。この本の出版時、ギルマンはLaSalle Extension Universityの会計学講師の職にあった。本書は、会計学のテキストとして出版として出版し、簿記技術の訓練を受けている人を対象として会計学の基本的な原理を示している。

ギルマンは、本書の186-187頁において、土地に関するリース使用権に関する減価償却問題、リースの一括購入すなわち前払方式による資産購入、その他を指摘した。

「リース土地使用権 (Leaseholds)

リースされた土地のうえに建物が建設されることがしばしば起きる。無論、建物に関する減価償却費は、そのリース期間が建物の見積耐用年数よりも長い場合には、建物自体の耐用年数に基づいて計上されるべきである。その場合、建物の取得原価はリース期間にわたって減価償却される。例えば、John Doe氏が1915年1月より20年間にわたって土地リースを受けるとし、4千万ドルの建物を1916年1月1日に完工したと仮定する。彼は、建物の耐用年数を約30年間と見積もった。減価償却引当金をいくら計上すべきか。

$$1. \text{ 建物の耐用年数に基づく1年当たりの減価償却費} \\ \$40,000,000 \text{ (原価)} \div 30 \text{ 年 (耐用年数)} = \$1,333.33$$

$$2. \text{ リース期間に基づく1年当たりの減価償却費} \\ \$40,000,000 \text{ (原価)} \div 20 \text{ 年 (リース使用年数)} = \\ \$2,000.00$$

上記1の場合、建物勘定は、1936年12月31日に残高\$1,333.33を示しているだろうが、John Doe氏への建物の実際の価値はゼロとなってしまうので、彼の会計諸表が真実を伝えていないことを示している。

上記2の場合、建物の原価は、リース期間にわたり配分されリース期間が満了したとき、建物の原価はすべて帳簿上消去されているだろう。

リースが購入された場合、その購入価格は一資産として計上され、リース期間にわたって償却される。

読者は、このような土地や建物の評価の検討は、当

該資産がその性質上、固定資産であると仮定していることを理解すべきである。土地や建物を動産として取り扱う不動産会社の帳簿においてそれら項目を扱うときは、全く異なってくる。この場合には、土地や建物は商品の性質を有している点で、商品として取り扱われるべきである。」

ここでひとつ分かることは、実務に精通したギルマンは、当時の会計慣行にしたがって、リース土地使用権の費用化に関して、減価償却と言う用語を使用している。これが当時の会計用語の非統一の存在の一端を垣間見せている。

7. 州際通商委員会『統一会計』[1917]

連邦取引委員会 (Federal Trade Commission : FTC) は、連邦準備制度 (Federal Reserve Board : FRB) および会計士協会と共に当時の実務をもとに、事業会社を対象とした会計の標準的会計処理案を提示した。連邦準備局は、各加盟銀行に対して信用調査の責任を負わせ、手形割引等を求める与信先の財務諸表による信用分析を促進する手段として、当時の多様な会計原則を列挙するにとどまった。

同冊子の417頁に、リース使用権について以下の規定が記された。

「固定資産の原価—(8)会社がリース土地使用権財産 (leasehold properties) を使っている場合、そのリースを調査し当該財産に関する改善 (improvements) その他が、リース契約に規定される期間にわたって償却されると理解できるように、その対象期間を判断したかを言及する。」

本基準はあくまで当時の会計慣行や実務のうち「一般に認められた会計手続」を並べたものであった。それらのなか、固定資産の一項目としてリース土地使用権財産の改善が示されて、その償却期間に関する制限を明示するに留まっている。改善に関する非統一な会計実務が問題となっていたと推察される。

8. ケスター『会計理論と実務』[1918]

ケスターはミズーリ州で生を受けたアメリカ人である。1915年から1949年までの34年間にわたりコロンビア大学で会計学の教授として奉職した。20世紀前半の著名な実務家型の学者であった。また彼は公認会計士として会計実務に精通していた実務型の大学教授であった。またアメリカ公認会計士会の会計基準を設定す

る会計手続委員会 (CAP) に委員として長期にわたり活躍した、20世紀前半の会計慣行や会計理論の形成に貢献した学者であった。

同書は広範な読者を得て、当時の会計学の通説を形成していたと言ってよいだろう。また本書は大学の講義の教科書として出版された代表作である。因みに、本書は三部構成であり、このうち1918年に出版された第2巻にリースに関する記述がある。

同書の341頁および342頁には、20世紀初頭当時の不動産リースの契約条件やその使用権に関する会計実務の実態を詳しく論じている。

「リース土地使用権 (Leaseholds)

減価償却資産と減耗償却資産との間の境界線上に、リース土地使用権、すなわち一定期間にわたる土地建物の占有権が存在している。建物は一定の年限にわたりリースされるかもしれないし、一筆の土地は建物の建設が正当化されるのに十分に長い期間にわたってリースされるかもしれない。建物は契約にしたがって、リース期間満了時に、無償または一定の鑑定額で土地の所有者に返還したり、また土地はその所有者に当初の状態に復元されて返還される。リースに関する支払いは、毎月のリース料に類似する年次金額、またはボーナス払いと年次金額であるかもしれない。ボーナス払いは繰延費用として取り扱われ、リース期間にわたって追加リース料として費用処理される。

リースは99年の期間にわたって行われるかもしれないが、ニューヨークでは63年および84年のリース期間が好まれている。最初に契約したレシーは、リースの残存期間をカバーするに足る固定金額、または年次リース料によって自らのリースを他者に売却するかもしれない。この固定金額は公正な年次リース料金額の年賦金 (annuity) の現在価値として計算される。

財産の価値が大きく上昇した場合、良好な条件のリース土地使用権は、帳簿や貸借対照表に表示されない、高い市場価値 (market value) を有するかもしれない。そのリースの条件がリース料として定期的な支払いのみを要求する場合、そのリースの価値は通常、帳簿には現れない。リースが一括購入されるか、またはボーナス払いがある場合には、その一部の価値は帳簿に計上されるだろう。貸借対照表が信用供与の基礎として用いられる場合、専門家によって算定されたりース使用権の現在価値は貸借対照表の注記に記載されるか、または、より好ましくは、対応する準備金

(reserve) とともに貸借対照表に計上されるべきである（筆者注：対応する貸方には、資産評価益勘定が想定される）。

リース土地使用権がいかなる価額であれ、帳簿に計上される場合には、この金額はリース期間満了時までに無論、減価償却または償却されなければならない。上述のように、リースに関する期間費用は、

（借方）リース料勘定（貸方）リース土地使用権勘定として計上される。したがって、準備金 (reserve) という手段を使うのではなく、リース土地使用権勘定は直接に減額される。償却に関して定額法は最も簡便な方法であるが、諸関係機関は、理論的な根拠により、金利要素を持ち込む年金法 (annuity method) を用いることを支持しているようである。リース契約がリース土地の所有者に対して、建物の復帰権、またはその建物がレーザーの財産となる改善の復帰権を容認している場合は、建物または改善の全部コストはリース期間にわたって減価償却されなければならない。通常の減価償却を超える、この種の減価償却の超過部分は、リース料の性格を有するが、通常、峻別を要求する重要性はない。そのリース土地建物が所有者に当初の状態で返還されなければならない場合、建設時の構築物の解体費用（ネット金額）はリース費用として取り扱わなければならず、したがってこのように規定されている。」

ケスターの解説は非常に丁寧であり、実務の内容もよく分かると同時に、会計処理も明快に説明している。またケスターは、リースが定期的な支払いのみを要求する場合、それは貸借対照表には計上されず、あくまでリース料がボーナスや全額前払いされる場合のみ、資産として計上されることを指摘している。つまり、リース契約のオフバランス扱いである。次いで、リース土地使用権勘定の償却は直接法で行うこと、償却は年金法が理論的に正しいと指摘している。興味深い点は、貸借対照表が信用供与の基礎として用いられる場合、リース土地使用権の資本化を示唆している。

9. ペートン&スティーブンソン『会計原則』 [1918]

ペートンは1889年ミシガン州で生まれた。彼はミシガン大学で長い教歴を有する、広く尊敬された会計理論家であった。1922年米国会計会の前身組織の会長となり、1926年会計雑誌アカンティング・レビューを創設して最初の編集者となった。彼は『会計ハンドブック』の第2版（1932年）、第3版（1943年）を編集し

た。1939年から1950年まで、彼はCAPの一委員として従事した。彼は、革新的な教科書を次々に公刊し、また会計文献に多くの論議を生む論文も執筆した。また、問題の材料として現実の事例を掲載した最初の会計教科書の著者であった。そして、アメリカの会計基準の設定に関して多大なる貢献をしており、また経済学の知見を会計学に取り入れて、規範的な会計理論の体系化を試みた。

ステイーブンソンは、ペートンが奉職していたミシガン大学の会計学担当の同僚である。

本書は、当時としては、会計慣行に対する先端的な議論を一部含んでいるが、一般的な教科書としての色彩が強く、社債に関する現在価値計算の箇所が詳しい。第1部の会計の要素、第2章「貸借対照表の理論」会計資料の根本的分類において、資産の定義がなされている(p.18)。すなわち、「資産は、当該会社の権原を有する財産または資産である」。これが当時の通説を代表している。

本書の115-116頁「第6章 資産勘定 無形固定資産」の箇所にリース会計説明がある。Aでは無形資産を説明しているあとに、以下が記述される。

「b. 利益または元本として流動資産に対する権利というよりも、長期のサービスを受ける権利を表わす勘定に対して特別に述べるべきである。……10年にわたる倉庫リース、\$5,000を前払いにて支払うことは、その良い例である。当該支払額は、以下のように固定資産勘定に計上されるだろう。」

(借方) リース 5,000 (貸方) 現金 5,000

この場合の資産は、10年間にわたり一定の資産の使用権(right to use)を構成する。相当な期間にわたり企業がサービスの提供を受けることをもたらす支払いは、同じような資産を表現している。

このような使用権を生み出す取引は、実業の世界では極めて多く発生する。「線延費用(deferred charge)」という用語は、しばしばこのような事例において適用される。当該資産を表わす勘定は、そのサービスの当初原価または価値によって借方記入されるべきであり、またそのサービスの一部利用によって資産の費消金額を各期間にわたり貸方記入されるべきである。例えば、上記のリースの場合、(各期間での資産の費消の10分の1を仮定して)以下のよう記帳が行われるだろう。

(借方) 費用 500 (貸方) リース 500

関連するサービスの消費となる期間満了を除いて

は、通常、当該権利の価値について重大な変化は生じない。とはいっても、この種の性格を有する資産は、原価以外の価格でもって売買されるかもしれないし、また売買取引を除いてでさえ、価値変動は生じる可能性がある。」

次いで、本書の540および541頁に鉄道会社のリース会計の例示がある。

「レシーがリース料の一括前払いした場合、レシーの方に無形資産が生じる。前払金額は、購入されたサービスが数期間にわたり費消されることから、資産である。当該資産は、第10章〔純収益の決定〕において議論された線延費用されたその他の例示である。例えば、鉄道会社が10年間小規模な鉄道をリースして、\$250,000を一括支払ったと仮定する。その支出は次のように記帳される。

(借方) リース 250,000 (貸方) 現金 250,000

各年度、当初支払額の一部が費用となる。その資産が6%の複利法にしたがって、償却される場合、初年度の記録は、以下となる。

(借方) 減価償却費 18,966.99

(貸方) リース(または減価償却累計額) 18,966.99

一定の場合、対価が年次支払いであったときでさえ、リースはレシーの帳面に資産として記帳されると主張されるかもしれない。そこで、前の場合のようなレシーは、大きな「戦略的価値」のあるリース財産の使用権を検討するかもしれない。当該リースが、現金支出がなかったときに資産として記帳される場合には、対応する貸方は必然的に剰余金(Surplus)または所有主勘定となる。当該状況は、小規模な鉄道線のリースの場合、およびリース財産の場所が1つの企業以上の価値をほとんどもたない場合を除いては、可能性が低い。当該ケースにおいては、その財産の競合的オファーが欠落してその用役がその価値以下で担保されるかもしれない。」

最終パラグラフにある「戦略的価値」のあるリース財産使用権とは何か。これは、現在のようなリース資本化を意味するのか。筆者は、本書が当時の通説(あるいは教科書)として法的所有権を資産のメルクマールと認めていたとしても、例えば、鉄道線のリースを行った場合にリース財産の使用権の大きな価値が認められる場合には、例えば、

(借方) リース財産 xxx

(貸方) 剰余金 (または所有主) xxx, という記帳を行うと主張するものである。一種の「のれん」の計上を認めるものと解せられる。おそらく、小さな支線を買収することにより、本線の鉄道輸送量が飛躍的に伸びて、収益が格段にあがる場合が想定される。

なお、この1922年版の第31章「鉄道会計」においては、営業外収益として、貨車賃貸料、機関車賃貸料、鉄道リース収益、などの項目が例示されている。また賃貸料はグロス項目であることを指摘している (pp.635-636)。

10. ペートン『会計理論：法人企業に特に関連させた理論』[1922]

1922年に公刊した、彼の博士論文から多くを引用した、『会計理論：法人企業に特に関連させた理論』は彼の理論的能力を築いた。本書は、ペートンのミシガン大学の博士論文を基として、規範的な会計理論を開拓している。概念フレームワークを試みる先駆的な文献である。資産概念、負債概念についてもその本質を議論している。

同書34頁では、まず以下のようにリース契約に関する当時の実務の実態を指摘している。

「同様に、会社は資金を前払いしてある物件をリースするという投資を行い、その金額を「前払リース料」(prepaid rent) またはリース (leases) という科目にて資産計上するかもしれない。会社の財産が主にリース土地使用権 (leaseholds) をもって構成される事例を見出すことは難しいことではない。」これは、購入金のことであり、リース期間にわたるリース料全額を一括して支払う場合のことを言っている。これはリース土地使用権という用語を使う。

また、同書の55頁では、「所有の重要性」という見出しで以下の指摘がある。

「所有の重要性」

しかし所有の要素のひとつは、支配権 (right to control) であって、最終的管理は、その所有者の特権であり責任である。我々は通常、その形式がどうであれ、その財産の所有者がその使用方法を指図、例えば、財産を賃貸したり、売却処分したり、壊したりすること、または使わなかったりする力をもつものとして考える。例えば、製造企業の場合、製品、雇用、資

金調達などの範囲や性格の決定は、究極的にその所有者に帰する。」

法形式上の所有は重要であるが、それに拘わらず、経済的な支配権があれば資産性を認めるべきであるとペートンは指摘している。

同書の57頁では、長期のリースによって、レシーに実質上の支配を渡して、レーサーは名目上の所有者に転ずることを指摘している。

「なおさら、長期リースの手段によって、名目上の所有者は、レシーに実質上すべての支配を渡すかもしれない。その場合、レーサーは、依然として所有者であると考えられるが、実際上の実務の観点では、支配 (control) が本質であることから、所有はレシーに移転している。そこで、長期リースをある点において売買取引と同じであると考えることは非合理なことではない。」

ペートンは、本書において資産の本質が所有ではなく支配であること、長期リースの実務が実質上、支配がレシーに移転している点で、割賦売買契約と同様で、レシーの貸借対照表にリース資産が計上されるべきであることを本書にて言及していることは注目に値する。リースのレシーの資本化理論の端緒はこの文献にあると言っても過言ではないと解せられる。

11. フィニー『会計原則』[1923]

フィニーは1920年から1944年までの24年間にわたりノースウェスタン大学で会計学の教授として奉職した。20世紀前半の著名な実務家型の学者であった。また彼は公認会計士 (1917年、イリノイ州) として会計実務に精通していた大学教授であった。また1923年にはHaskins & Sells会計事務所に入所しており、実務に継続して携わっている。1920年から1928年までは、アメリカ公認会計士会の雑誌であるジャーナル・オブ・アカウンタントの編集委員にもなっている。長期にわたり活躍した、20世紀前半の会計慣行や会計理論の形成に貢献した学者であった。

本書はフィニーの代表的な著作である。フィニーは実務家であり、1900年代前半の代表的な会計学者のひとりであり、同書は教科書として使われた。

本書第2巻の38章9頁において、有形固定資産の箇所に、自由保有不動産権と並列してリース土地使用権の法律上の分類を示している。

「有形固定資産」

土地—土地に関する権利は以下分類される。

(A) 自由保有不動産権 (freehold estates)

(1) 単純不動産権 (estate in fee simple) または
相続人に後継される相続の不動産権

(2) 生涯不動産権 (estate for life)

(B) 自由保有以外の不動産権 (estate less than freeholds)

これはリース土地使用権 (leaseholds) と言われる。

自由土地保有権 (freeholds) のみが、法律上、不動産とみなされ、会計上、土地という表題において記録される。リース土地使用権 (leaseholds) は動産であって、無形固定資産の分類のなかに記録されるだろう。例えば、63年、84年または99年の長期にわたるリース土地使用権を有する人は、それらを自由土地保有権とみなす可能性があるが、法律上の区別は会計上も忘れるべきではない。」

次いで、第42章3頁において、リース土地使用権に関する記述がある。

「リース土地使用権 (leaseholds)

リース土地使用権は、期間不動産権 (estate for years) である。それはリース料が前払いされない限り、資産として記帳されるべきではない。前払いされた場合、前払リース料 (leasehold premium, advance rental payments) は、次期に繰り越されリース期間にわたり償却されるかもしれない。リース料が直ちに前払いされるような地区の財産に対する長期リースの取得は、非常に有利な条件をもつかかもしれないが、この有利な条件はリース料が前払いされない場合には適当に資本化する (capitalize) ことはできない。リース料が前払いされる場合、類似するまたは近い場所の財産 (筆者注: 土地建物) のリース料が増加減少することに関係なく、資産として計上される。

前払いが長期間に対して行われる時、前払金は支払われるであろう定期的リース料の現在価値として計算される。その支払額を決定する際に利息が考慮されるという理由で、前払リース料勘定を償却するときに利息計算は考慮されるべきである。」

フィニーは、当時のリースに関係する実務を踏まえて、前払いリース料があった場合のみ、リース関連の資産が計上されると述べておらず、現在は当たり前となつたリース締結時の資本化について否定している。また、リース支払額の流列の現在価値計算の必要性を指摘している。なお、具体的な計算方法や会計処理につ

いては、第42章4-5頁において解説をつけている。

第38章の12頁において、リース土地使用権の改善 (improvements) について述べている。

「リース土地 (leased land) の上に建設された建物は、リース期間満了時に相続地の所有者に返還される。したがって、建物の建設原価は、リース期間にわたって定額的な費用として償却されるべきである。その建物がリース満了前に使用できなくなる場合には、その建設原価は建物の見積耐用年数に対して償却されるべきである。リース契約は時々、所有者に返還される建物に係る減価償却を理由として、リース満了時に土地の所有者が一定の支払額を要求する。その場合、この支払額はリース期間中に費用処理されるべき額を決定する際に算入されるべきである。」

ここでは、土地リースの上に建物等の改善がなされた場合のリース会計を説明している。

次に、同書の第42章4頁5頁では、前払リース料の場合の現在価値計算、および会計処理に関する詳細な計算や説明があるが、ここでは他の著作でも同様の説明があるので省略する。

さらに、本書では興味深いサブリースに関する取引事例が同章の6頁に挙げられている。

「サブリース (Sub-leases)

前払リース料 (Leasehold premiums) は、しばしばサブリース (転貸借) に関連して支払われる。Aが財産を保有しており、年間\$5,000のリース料で10年間、Bにリースしたと仮定する。Cは、5年目の始めにそのリースを継承することを希望し、年間\$7,000を自発的に支払う。A、BおよびCは合意した。Cは当初リース契約に基づいて年間に\$5,000をAに支払う。またCは残存リース期間中、年間\$2,000をBに支払うかもしない。Cが現在価値をBに支払う場合、以下のようない算を行なう。

リースを継承するときに支払うべき第1回目のBへの支払額 \$2,000

6～10年度のリース料の現在価値

(例えば、5%の利子率)

5年間にわたるリース料支払額の

現在価値係数の合計

4.32947667

(掛け算・1回分のリース料支払額 \$2,000 \$8,658.95

(スケジュール)

年度	借方 リース料	貸方 現金	貸方 利息	貸方 前払リース料	前払リース料残高
5年度初め					\$8,658.95
6	\$7,000	\$5,000	\$432.95	\$1,567.05	7,091.90
7	7,000	5,000	354.60	1,645.40	5,446.50
8	7,000	5,000	272.33	1,727.67	3,718.83
9	7,000	5,000	185.94	1,814.06	1,904.77
10	7,000	5,000	95.23	1,904.77	0
合計	\$35,000	\$25,000	\$1,341.05	\$8,658.95	

Bへの支払額合計 \$10,658.95

5年度の初めで、Cがリースを継承した場合、Cの記帳は以下となる。

(借方) 支払リース料 7,000 (貸方) 現金 15,658.95
前払リース料 8,658.95

前払リース料は、上記のスケジュールにて、前払リース料の費用化の処理を行う。それは、Aへの現金にてのリース料の支払いと前払リース料、および支払リース料\$7,000を示している。」

すなわち、この処理を明確化するために筆者が説明を加えると、Cは例えば、6年目に以下の会計処理を行って、支払リース料\$7,000の費用計上を行うことになろう。

(借方) 支払リース料 7,000
(貸方) 現金 5,000.00
前払リース料 1,567.05
受取利息 432.95*

*(筆者注) 受取利息としたが、実質上リース支払利息のマイナス分である。

上述のように、フィニーは1920年から1944年までの24年間にわたりノースウェスタン大学で会計学の教授として奉職して、当時のリースに係る会計慣行、サブリースの会計等を逐一平易に解説し、当時の会計実務を指導する貴重な文献であると評価できよう。

12. ペートン『会計』[1924]

本書は、ペートン単独で著した会計の教科書である。

本書の447頁、第22章【損益計算書】には、会計の

基本的分類関係の観点から、損益計算書を貸借対照表に次ぐ計算書と位置づけをしている。しかし、一般的効用や実務の重要性の観点からは、財政状態計算書と実質上同じ重要性を与えるべきであると主張しており、損益中心觀が幾らかみえているように思われる。

本書のパート2の持分勘定、第7章「持分勘定の再分類」固定持分を伴う勘定、の次に、「費用収益勘定の項目」(pp.145-146) に以下の記述がある。

「リース費用・リース収益 (rent charges and credits)」は、時として純収益項目と混同される。当該記帳は契約上の発生項目を表すが、「リース料」勘定が純収益カテゴリーにあることにはならない。例えば、ある企業が自社ビルの一部を外部者にリースしたとする。その企業への支払額は、どのように考えるべきなのか?明らかにこの受領額は、粗収益の項目となるが、その理由は、減価償却費その他の費用項目がこの収益を獲得する際に生じるからである。リース料(rent, hire)は通常、リース財産の価値の10%以上になる。この金額の1/3または1/2までが、純収益である。さらに、支払リース料は、純収益の処分ではなくて、純粋な費用である。ある企業が外部者からある資産のリースを受ける場合、その企業が行った(前払の)支払額は、一定の特権またはサービスの購入を表す。このサービスが消費されるに伴い、消費した金額が費用となる。このような状況は、すべての資産の購入および消費と類似している。そのサービスの利用後に支払いが行われる場合には、支払額が費用勘定に直ちに計上される。また典型的なリース料発生額が、持分に対するリース費用・リース収益として考えると同様に、それら諸控除がなされる前の商品収益(粗売上高)がネットであると言うのかもしれない。」

これは、レサー側の不動産オペレーティング・リースに係る「リース料勘定」の会計処理方法、すなわち

一勘定に借方—費用・貸方—収益を記帳することにより純収益を計算する実務を説明している。

13. キャニング『会計の経済学』[1929]

キャニングは1884年に生まれ、シカゴ大学で政治経済学学士（1913年）および大学院で同博士学位を1917年に取得した。次いで彼は1919年にスタンフォード大学の経済学部の教授陣に加わり1941年まで奉職した。スタンフォード時代の当初、彼は同大学の会計教育のカリキュラムや研究者養成に尽力して、約10年間の研究成果を『会計の経済学』につぎ込んだと言ってよい。この著作はZeff [2000]によれば、「将来的な予測に明確に基礎づけられた資産測定に係る概念フレームワークを提示した最初の人物」であり、さらにその後のアメリカ会計学者に多大な影響力を与えたと高く評価している。

本書の出版後、彼は大学側の意向もあって、本来の政治経済学の研究に入ったために、会計理論に関する論文や著作は一切公表してこなかった。それまでの会計実務を基礎とした会計士会計学を主に経済学的な観点から、1920年代の会計理論の包括的体系化を試み、また将来の期待を明示的に取り入れた測定を提示した先端的な学者であった。特に、リースを含む未履行契約に関する分析が試みられているのが特徴的である。

同書の14頁では、以下のように、賃借購入契約の実務に関して、未履行契約の視点、および会計学に法律的な視点ではなくて経済的視点を持ち込んだ。

「権原（legal title）の場所（situs）は、決定的なものではない。ある会社がトラックを賃借購入契約（hire-purchase contract）の下で調達していると仮定する（会社はまだ契約上のすべてを履行していない）。その契約では、買主がその契約の一部でも未履行である場合には、売主に所有権が留まることを合意している。買主がその契約の内容にしたがって継続的に履行をしている限り、職業会計士は買主の資産としてそのトラックを躊躇なく賃借対照表に計上するか、または売主の資産として約束手形を計上するだろう。」

次いで、同書の19頁では、同じく、未履行契約の取扱いに言及している。

「未履行契約に関する片務一部履行

本書では、一方の当事者が他の当事者よりも大きな部分を履行している場合と、既に議論した完全未履行とを区別することは間違うことではない。それゆえ、

Aがまだ移転されていない商品について内金として幾らか支払った場合、会計担当者は躊躇せずにそれをAの資産として計上する。あるいは、10年間の年次リース料として\$12,000を支払うことにより建物のリースを受けるBが、万一この権利をAに\$10,000にて売却して、Aは建物の所有者に残りのリース料を支払う場合には、会計担当者はAの資産として認識する。」

このように、本書は厳密な概念を追究して、伝統的なコストを重視する会計に対する直接測定といえる考え方、さらに未履行契約のオンバランス化をも示唆している。当時は極めて革新的な理論家であったといえるであろう。この概念フレームワークは、Myers, John H. [1962] に繋がっていくことになる。

14. ペートン『会計の要点』[1938]

本書は学部の教科書として作成されたために、一部は現実の会計実務の批判を含むが、当時の会計慣行を中心据えて、具体的な会計処理を説明している。

本書257頁では、土地コストの箇所において、リースに関係する会計が取り扱われている。

「土地コスト

全営利企業はいくつかのスペースを占有し、土地の使用を要求する。当該使用は、(1) リース、留置（easement）、または関係する契約の形態を通じて、(2) 購入または直接の所有を通じて、確保されるかもしれない。前者の場合、その財産の使用に関して支払いが定期的に行われる場合、そのコスト要素は、サービス料またはリース料を発生させる形態を取る。相当の期間に関する前払金がある場合、その契約は固定資産の水準を装うかもしれない。それはしかし、実際の土地財産としてよりも、土地使用权と記述される。後者の場合、発生したコストは完全な固定資産として表示され、非償却資産と考える。

次いで、298頁には、不動産および動産リースに係る会計処理が以下説明されている。

「リース料および保険コスト

不動産または動産の使用権が所有ではなくて、リースを通じて確保される場合、そのサービスのコスト、およびその勘定に関して発生した負債は、組織的に認識されなければならない。契約が、週とか月の短期間で

リース料支払いを要求される場合、その期間での記帳は、各会計年度の末での適切な修正を施して、支払いの観点で行われるかもしれない。単一の支払いが1年以上を満たす場合、十分な原価会計の目的で、発生項目の通常的ルーティンを設定することが必要かもしれない。サービスの受領または使用に関する前払いは、まれなことではないが、特殊な資産、債権の形態を生じさせ、財産の使用が所有者によりレシーに供与されるとして、原価勘定に賦課される。(契約の他方が所有者と仮定する) リース料コストは、他の費用のように、手続きの伝票システムの範囲内で持ち込まれる。契約が非常に多く、様々に条件をもつ場合、リース料コストや支払いを確認し記録するに關係する手続きは、特別の形式や記録の使用を正当化するために十分綿密であるかもしれない。

サービスの受領後に支払いが定期的に行われる、特定の種類の財産に適用される単一のリースの例に関して、M株式会社がPacker Estateに月\$200、6月30日、12月31日に半年毎払いで支払いのオフィス・スペースのリースを受けると仮定する。これらの条件に伴って、M社は月次利益計算を行うとして、次の記帳をレシーとして各月帳簿記入をするだろう。

(借方)	事務所コスト (リース料)	200
(貸方)	Packer Estate (未払リース料)	200

例えば6月30日、小切手が6カ月間のリース料に関して発行された時。

次の仕訳が要求される。		
(借方)	Packer Estate (未払リース料)	1,200
(貸方)	銀行預金	1,200

負債が6月30日に、記帳されていた場合、特定の負債勘定、Packer Estateに振り替えられて、それが支払われた時の仕訳は以下である。

(借方)	Packer Estate (未払リース料)	1,200
(貸方)	未払金	1,200
(借方)	未払金 (未払リース料)	1,200
(貸方)	銀行預金	1,200

リース料前払いの例として、他の条件は同じとして、1月1日、7月1日に半年毎の前払い条件でオフィス・スペースのリースを受けると仮定する。この方式での合意の下で、各支払日の仕訳は以下である。

(借方)	Packer Estate (前払リース料)	1,200
(貸方)	銀行預金	1,200

そして、各期間での受け取ったサービス原価の認識するに必要な仕訳は以下である。

(借方)	事務所コスト (リース料)	200
(貸方)	Packer Estate (前払リース料)	200

多数の契約書およびレサーが関係する場合、「前払リース料」または「未払リース料」という勘定を元帳で使用するのが適切である。しかし、当該勘定は、各契約やレサーとの関係を示す一定の記録方式によって支えなければならない。」

次いで、324頁には、債権とひとつとしてリース料債権の処理方法が以下説明されている。

「リース料債権 (rentals receivable) は時として、期日が経過した債権として言及されるが、リース料が通常、時間基準によって契約に基づいて発生するという観点から、この用語法は不適切ではない。同時に、発生リース料が、通常の顧客勘定と深く類似していることを覚えておかねばならない。例えば、リース建物の所有者は、その建物の使用、占有を実質上売却しており、その契約がその借主に、日毎の代わりに、例えば月間で支払いを認める限りは、所有者は顧客に信用を供与しており、したがって信用「販売」している。多くの借主を有するアパート建屋やその他企業の場合、適切な一般元帳勘定によってコントロールされた特殊元帳が保有されるべきであり、借方に未収リース料、貸方にグロス収益が同時に計上されるように、組織的に記帳されるべきである。多くの場合、借主が定期的に前払いされることが想定される。」

最後に、土地の箇所の説明に関連して、515頁でリース土地使用権の処理を簡単に説明している。

「リース土地使用権 (leaseholds)、一時的な通行権、および他の時限性がある土地への投資は、その契約期間中に規則的に費用処理されるべきである。」

本書は、当時の通説を十分に盛り込んだ包括性のある教科書であった。Paton [1922] と比較して革新性は特に示されていないと言えるだろう。

15. ギルマン『会計利益概念』[1939]

ギルマンは、彼はまた会計コンベンションの理論的研究者として、ペートン等とともに20世紀前半期を代表する学者のひとりであった。1930年代、証券諸法の成立後の会計原則設定運動が大きくなる時、ギルマン

は従来の会計慣行や伝統的会計概念を改善して、損益計算書中心の財務諸表の公表を本書において提言している。

本書でギルマンは、Canning [1929] で議論され、その頃よく利用されていた機械等に関する賃貸借購入契約の会計実務上の諸問題を480頁から482頁にかけて詳細に論じている。

「賃貸借購入契約 (Hire-purchase contract)

資産取得に関する最も面倒な問題の中には、賃貸借購入契約に由来する問題がある。この特殊な契約は、購入者が即座に購入しがたい製品の販売を容易にするために利用されることがある。家屋は、しばしばこの方法で契約されており、またこの契約は新しい機械設備の販売を助けるために有効な手段である。自動植字機の製造業者は、\$1,500という販売価格が設定されている場合、得意先に当該機械を据え付け、それを月 \$30ぐらいのリース料で数か月間使用できるように取り計らうことによって、販売上の障害を克服することができる。この賃貸借期間が経過した時、得意先は次の2つの方法のうち、いずれか1つを選択することができる。一(1)当該機械を売主に返還し、月ごとのリース料を経費としてみなすか、あるいは、(2)当該機械の購入を決定し、その場合、すでに支払った毎月のリース料を購入価格に充当する。

もし賃貸借購入取引が会計年度末の少し前の日に発生し、その契約期間が次年度のまで続くとすれば、1つの興味深い問題が生じる。当該機械は資産として \$1,500で表示し、かつ同額の4ヶ月の負債から12月31日までに支払った月次リース料を控除したものを表示すべきか、それとも、当該機械は貸借対照表には全然表示せず、したがって月次リース料を経費として処理すべきか？

上記の問題は、当該機械に対する法律上の所有権が販売会社に残されているという事実によって影響を受けるであろうか？Canning教授は、そのようには考えていない。彼は、賃貸借購入契約によってトラックを取得した場合を例示として用いて、「法律上の所有権の存否は決定要因ではない」といい、さらに、「そのトラックを買主の資産として計上することに躊躇したりする公会計士はいないであろう」と述べている。

しかしながら、Canning教授は、トラックの支払いに手形が与えられることを仮定しており、そのような条件は厳密な賃貸借購入取引には存在しないのである。このことに関するFacklerの批判の一部を次に引

用する。

Canning教授は、賃貸借購入契約の例示において、買主が支払手形に署名するとか、買掛に伴う債務を負うことを仮定してようと思われる。これは、所有権が買主に移転しない場合、疑問を伴う仮定である。所有権が移転する場合ならば、例示の問題点は出てこない…賃貸借購入契約は支払手形もしくは買掛債務という形で買主に対する強制的請求権を条件としないのが通常である。そして、所有権が移転しない限り、かかる契約は、そのリース料を滞納すれば、当該物件を返還しなければならないという協約を含んでいる。かかる賃貸借購入契約で手に入れた物件は、その協約が履行されるまでは資産とはならない。私見によれば、慎重な会計士は、それを資産とは表示しないであろう。

Fackler の見解は、健全のように思われる。12月31日に買主が当該資産を取得する意向であるとしても、彼の取得はまだ遂行されていないのである。彼は、現実に翌年の1月と2月に当該資産を使用してみて非常に不満であるため、心変わりすることもあり得る。資産は、単に意図だけで設定できないよう思われる。これと同じような見解は、次の引用に示されている証券取引委員会 (SEC) の主張にもみられる。「我々は、たとえ支払いがオプションに基づいて行われるにしても、保管者がオプションを有している財産の全額を資産として計上することは認められた会計実務に反するということを以前から主張してきた。」

売主の観点からする賃貸借購入契約の会計処理方法は、本章の主題とは厳密に関連していないけれども、若干興味がある。買主の売主に対する支払リース料は、もし買主のオプションがまだ行使されていないとすれば、売主の帳簿でどのように会計処理すべきであろうか？このことは、ある面で意図もしくは確率の問題になるであろうが、1938年2月18日付のAlexander Tax News Letter (税金等の情報提供コンサル会社) の特別付録によれば、次のように述べられている。

「リース料が究極的に「購入価格」(purchase price) に充当される「確率が高い」(highly probable) 場合、それは所得ではなくて資本（筆者注：投資）の回収として報告されるという通則が今日では定説化している。」

当然、売主は確率が高いことをどのように確証するかという疑問が生じるであろう。確率の度合いを無視すれば、Cranstoun (筆者注：Alexander Tax News

Letterの執筆者と推定される)が次のように説明している。Automatic Voting Machine Corporation(筆者注:レサー会社)が採用した手続に批判を加える余地はまずないように思われる。

負債のなかの1項目として、「レシーのオプションによって販売価格に充当される」という説明を付した機械リース料なる項目が示されている。監査人の(筆者注:監査)証明書には、次のような説明が含まれている。「リース契約による投票計算機のレシーは、当該機械を購入し、支払リース料を当社の販売価格に充当するオプションを有している。このような契約による既收および未収のリース料は、レシーが当該機械を購入するか、あるいは返還するか、いずれの選択を指示してくるま、貸借対照表において機械—リース料勘定(machine-rental account)で繰り越されている。」

当時、機械の製造業者は、高額となりまた機械の操作には幾分専門的な知識や特殊な部品・消耗品が必要である機械については、賃貸借購入契約をよく締結した。

この賃貸借購入契約は実質上「売却」戦略の手段であり、結果として製造業者による市場の独占化であった。この時代にはまだ企業の所有権へのこだわりがあったと言えるだろう。したがって、この契約の性格は、当初期間はリース契約、一定の期間が経過後は売買契約に転化し得る(オプション)という二重性を有していて、期間中どのような会計処理をするのが妥当であるか大きな課題となっていたのを示している。

16. ペートン&リトルトン『会社会計基準序説』[1940]

ペートンは、厳格な取得原価主義者と言われたりトルトン(歴史学者でもある)とともに、当時の米国会計学会を代表して、このモノグラフ『会社会計基準序説』を1940年に公刊した。本書は、米国会計学会(AAA)が、1936年に公表した会計基準案、「会社財務諸表の基礎をなす会計諸原則試案(A Tentative Statement of Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements)」を理論的・体系的に支えるために執筆された。

本書の論述は、ペートンの一貫した主張(インフレ経済下での有形固定資産に関する取替原価による減価償却論)を体系化したものではなく、取得原価主義のフレームワークに基づく利益計算重視の体系化を試みるものであった。ただし、会計慣行を追認するものも

あれば、会計慣行の誤りを指摘して、るべき会計処理や表示を主張する箇所もあった。

同書の33頁には、割賦購入に関する指摘、および34頁には鉄道設備(機関車)に関する設備信託の問題、短期リース、減耗性資産の償却についての論述がある。

「原価の認識と所有

サービスを除くほとんどすべての原価は、取得側の企業によって即時に所有される資産の特定の諸要素によって表される。通常、所有権の移動が原価認識の時期を画する。しかし、権原(title)は常に本質的な規準ではない。たとえば、資産を割賦払方式(installment plan)、つまり、所有権は全額支払いが済むまで、売手が保持しているような契約の下で購入した場合について考えよう。この場合には、一つの処理方法としては、いずれの特定の日付についてでもよいが、それまでに発生した原価額を資産として認識し、これにその契約対象資産について獲得した権利分を表示せしめるのである。さらに理解しやすい処理方法は一即時払現金原価と表現された—取得資産の総価格を資産として設定し—やはり即時払現金額で表現された—負債発生額を負債として記録する方法である。」

34頁では、資産と所有権の関係および鉄道設備(機関車)の購入に関する設備信託証券の問題が指摘されている。

「衡平法の権利は、所有権を伴わなくても、同様に、現金原価が発生した程度まで資産として認識してもよい。仮に支払いをなして、その資産をある程度利用する当事者が決して所有権を取得することがなくても差しつかえない。このような性質をもった原価は、公益事業の経営に際して発生することが多い(例えば、電鉄業者の道路の舗装について拠出した部分がこれに相当する)。また、そのときの所有権が信託に委ねられているが(したがって、まだ使用者の方に移転していないが)、それでもかかわらず、使用者がその発生した原価を自らの資産として報告することが適切な場合も存在する(例えば、設備信託証券(equipment trust obligations)の発行による資金調達で購入した機関車の原価がこれに相当する)。」

34頁は、以下続いている。

「他方、財産の完全な占有と使用(complete possession and use of property)とが、権利分を資産

として認識する必要なしに取得されることもある。例えば、典型的なリース (lease) に基づいて稼働されている財産の場合は、発生する唯一の原価は使用に対する毎期間の賦課であり、資産は契約に基づいて前払いされた用役料—リース料 (rent) 一までに限って発生することになろう。」(中島省吾訳59頁、一部筆者修正)

これは現行リース会計の問題点を指摘しているように判断される。

90頁は、リース使用権などの消耗性（減耗性）資産の償却について、当時の定説を論述している。

「土地および消耗性資産

リース土地使用権 (leasehold)、期間のある通行権、その他の土地資源に対する非恒久的な投資（訳者注：鉱山等の減耗資産）の原価は、その投資の主要有効期間中に組織的に償却されるべきである。」(中島省吾訳59頁、一部筆者修正)

このモノグラフは、今日的な財務会計に係る概念フレームワークに通じる文献である。また、リースのレシー側での資本化理論の公式的・制度的な出発点はここにあると解せられる。

17. メイ『財務会計：経験の蒸留』[1943]

メイは1875年英国に生まれて、1897年に同国の勅許会計士の免許を得ている。Price, Waterhouse & Co. (当初、Jones, Caesar & Co. と言う名前) で働くために英國からアメリカに渡来した。1913年から1927年、彼はシニア・パートナーであり、その間、会計プロフェッショナルを導く役割を果たすことに専念した。1932年から1934年、彼はアメリカ会計士協会のブルーリボン委員会を代表してニューヨーク証券取引所との交渉に従事した。それは、一般に認められた会計原則の優先性を確定させ、監査報告書の標準様式を設定した。1939年から1941年まで、彼は協会のCAPの事実上の議長であり、1945年まで委員であった。彼は多くの影響力ある論文を執筆し、1943年の『財務会計：経験の蒸留』は、彼の会計思考を統合させた。彼は、国立経済調査局の会長（1927-28年）およびアメリカ経済協会の副会長（1930年）に就任した。

本書は、20世紀前半のアメリカ公認会計士協会 (AICPA) を代表し、公認会計士による監査制度の立役者であったメイにより、当時の実務慣行のなかから優れた会計処理を「経験の蒸留」という考え方をもつて論述された。厳密な会計理論を追究するという方法を探らずに、投資家の情報要求を踏まえながら、あく

まで現実の会計実務を帰納法により抽出する方法を探ったのである。

同書の90頁には、鉱山等の減耗性資産の償却問題を、利益計算としての観点から以下論じている。

「鉱山会社は、減耗償却引当金を設定せずにその利益を計算することが許されているばかりではなく、また固定された期間のリース (lease) から生じる利益、または年賦受取額は、そのために支払った金額に関する償却をすることなしに計算することが許されている。」(木村重義、104頁を若干筆者が修正)

次いで、同書の214頁には、偶発債務に含まれる項目のひとつとして長期リースを取り上げ、それらの実務が貸借対照表の注記として記載されていることを指摘している。

「しかし、ある偶発債務は貸借対照表の注記としてか、あるいはその附属明細表のなかに適切に記録される。これらは、長期リース (long-term leases) や債務保証のような「偶発性資本的債務」と呼ばれるものを含み、また例えば、第10章において論じた先物購入契約 (commitments) のような、重い負担となるとみられる範囲までの流動的偶発債務をも含む。割り引かれた受取手形の金額は、たとえ割引者（訳者注：銀行）の償還請求の可能性がないとみられても、通常、貸借対照表に記載される。…以下割愛」(木村重義、237頁を筆者が若干修正)

まず鉱山会社のリース契約について言及している。これだけの短い文章ではあまり明確ではないが、1920年に成立した鉱物資源リースに関する法律により、連邦政府の公有地で鉱物資源の埋蔵が確認される場合には、その採掘や開発を促進するためにパーセンテージ・リースの方式が採用され、また会計慣行として定着していた。その場合、開発免許を取得した者の会計処理においては、減耗償却引当金を設定しないことが妥当であるという指摘をしている。

筆者はまた、例えば、不動産に関する長期リース契約が締結される場合に、リース期間中の残存債務額での購入、あるいは契約解約時の残存債務額の支払いを、レシー（購入者）が確約している場合には、偶発債務として扱う実務が明らかに存在していたものと解するものである。

3. 総括

本論文の第2節において、20世紀前半を代表する著

名な会計文献の分析を通じて、20世紀前半期、正確には戦後の1949年のCAPによる会計基準の設定前におけるリースの実務およびそれに関する会計慣行の実態、および会計理論の趨勢がかなり明らかになったといえる。

筆者はまず1900年初頭上梓されたCole [1908] を検討した。そこでのリースに関する記述は、建物リースに関する支出の収益的支出と資本的支出との区別、およびリース料が前払いされた場合での期間計算上での繰り延べについてであった。それに対して、Hatfield [1909] が、固定資産の会計、減価償却の関する費用配分の観点から、工場リース料を探り上げていた。これは原価会計という観点であり、特に資本化して同様の減価償却による費用計上をすべきであると言明してはいない。

リースの形態に関して分析してみると、当時の文献では土地のリースに関する会計を指摘したものが非常に多いことが分かる。例えば、Dickinson [1913] には、自由土地保有権 (freehold) 対してリース土地使用権 (leasehold) の説明があって、それが無形固定資産に該当するために、通常の所有権を有する資産に対する減価償却という用語ではなく、償却 (amortization) という用語が適切であることを指摘している。また、購入金という用語が良く使われたが、これは土地建物のリースを獲得するために、当初時に一括前払いに支払い方式がよくとられたことを示している。そして、それ以降の年度にわたり年賦金の現在価値計算が行われて金額が決定することを指摘している。ほぼ同時評価される期の大学レベルの定番的な教科書であり、当時の会計慣行を説明していた。Kester [1918] およびFinney [1923] においても、かなり似たような説明をしているので、このことが分かる。

一方、前払いがなされない場合は、定期的に支払われたリース料の期間経過分を費用計上するという単純な会計処理がなされてきた。原則として、リース料の支出額については、損益計算書上定額法的な費用処理がなされていた。その場合、リース契約に係る将来にわたるは負債や資産はレシーの貸借対照表上には計上されていない。

興味深いのは、リース料の計算が、すでに19世紀末ころより複利法に基づいて計算されていた点である。これは、社債とリース（年賦）との類似性にあると推定される。19世紀における英国での社債の金利計算や年金計算の実務の延長線上に、リース料計算が行われ

ていたと解せられる。

Finney [1923] によれば、リース料が前払いされた場合、リース料は現在価値法によって計算された金額を、期間の経過に応じて按分して計上される会計処理を説明している。定額法による簡便的処理は行われているのであろうが、厳密な実効金利法を指摘しているのは評価されよう。

また前払リース料については、多くの文献が繰延資産または繰延費用の内訳として貸借対照表に掲載されるべきであると指摘している。この当時、会計概念や用語の統一課題があったことがこの名称の指摘をみても推察される。

また、製造機械等に関する賃貸借購入契約 (hire-purchase contract) の会計問題は、Canning [1929] およびGilman [1939] で言及されている。賃貸借購入契約は、試用販売に類似するもので、製造機械等を通常短期間にわたり幾らか使ってみて、操作や出来上がった製品に満足し、また購入資金の手当が可能となった場合、残債務額による売買を行って物件所有権を移転させる。その後は、自社資産として会計上は減価償却を行うことになる。購入オプションを付与した、リース契約とみてもよいであろう。この場合も、購入されない限りは、当該資産は貸借対照表には計上されない。

Hatfield [1909] では、工場リースが採り上げられている。彼は費用配分の原則に基づく減価償却の観点から、リース料の適切な費用配分を考慮すべきであると主張している。リース期間と当該資産の減価償却期間との関係を論じている。

Bennett [1916] では、車両設備リースが論じられている。このリースは、フィラデルフィア方式を採用した場合には、実質割賦購入となり、鉄道会社の会計処理は確定していた（石井 [2013] 参照）。

次いで、現在はその意義や必要性が確定しているリース資本化の理論の萌芽について分析を加える。これは、すでに指摘してきたようにリース料が前払いされる場合ではなくて、契約時以降の将来にわたり、定期的に支払われていく場合の議論である。例えば、Kester [1918]、Finney [1923]、およびMay [1943] などの実務家学者といわれる人の文献からは、あるべきリース会計理論の萌芽はみられない。

重要な点はこの文献分析によって、法律に基づく所有権をメルクマールとしない、リースの資産性、リースの資本化に関する理論上の萌芽が発見されたことにある。

Paton & Stevenson [1918]においては、倉庫リースをとりあげ、リースの資本化を簿記上の仕訳で示している。ただし、リースの資本化の測定方法について特に語られていない。ここでは、また所有権が資産のメルクマールとされていた時代に使用権という概念を示しており、会計主体が用役を受ける権利を資産のメルクマークとしている。

さらに、Paton [1922]においても、資産のメルクマールを所有権とする当時の考え方を否定し、さらに支配 (control) という概念を明確に提示している。これは今日の現代会計の資産概念に通じるものであり、長期リースがレシーにより支配されている場合には、レシーの貸借対照表にオンバランスされるべきであると主張されたと解せられる。

Paton & Littleton [1940]については、会計基準の構造を示して、多くの部分、当時の通説を述べている。ここでは支配概念をコアとした資産概念の提案をなしていることから、リースの資本化の考え方を既に含んでいるものと解釈される。

最後に、Canning [1929]においては、この時点での資産や負債の定義づけ、リースと未履行契約との関係の指摘、あるいは資産性に関する所有権の否定、および資産の本質はサービス提供能力ということを明確に示した。この当時、会計実務家（例えば、Finney [1923]）による実際の会計処理の説明が文献の主流であった。そのような状況下においてCanning [1929]で示された卓見は、今日の現在価値計算の導入や概念フレームワークに繋がる理論的基礎を提示した点で、キャニングは非常に先駆的な論者として高く評価される。

原価を測定基礎とする場合、レシーのリースの会計処理には前払リース料のみが計上されるのみである。たとえリースが長期にわたり、支払いを確約するものであっても貸借対照表にはその資産負債が計上されることは許されないことになる。その場合には、その前提たる「取引」概念の変更が問題となり、同時にそれに関連した負債・資産概念の変更が必要条件となつた。取得原価主義をはじめ既成の会計思考に代わる新たな会計思考の変革が、戦後のセール・リースバックすなわち金融リースの旺盛な利用によって大きく提起されることになったのである。

注

- 1) その他、Kircher [1948], Cary [1949] がリー

ス金融の広範な活用、および当時生じている問題点を鋭く指摘している。

- 2) 黒沢清 [1956] p.246.
- 3) Hatfield [1909], p.77.
- 4) Zeff [1984], pp.448-449.
- 5) 石井 [2013].

主要参考文献

- Adams, Henry C. [1918], *American Railway Accounting, A Commentary*, Henry Holt and Co.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1949], Committee on Accounting Procedure, Accounting Research Bulletin No.38, "Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees, October 1949
- Bennett, R.J. [1916], *Corporation Accounting*, Ronald Press.
- Canning, John Bennet [1929], *Economics of Accounting: A Critical Analysis of Accounting Theory*, Ronald Press.
- Cannon, Arthur M. [1948], Danger Signals to Accountants in "Net-Lease" Financing, *The Journal of Accountancy*, Vol. 85, No.4, pp.312-319.
- Cary, William L. [1949], Sale and Lease-Back of Corporate Property, *Harvard Business Review*, Vol. 27, No.2, pp.151-164.
- Cohen, Albert H. [1954], *Long Term Leases: Problems of Taxation, Finance and Accounting*, University of Michigan Press.
- Cole, William Morse [1908], *Accounts: Their Construction and Interpretation*, Houghton Mifflin Company.
- Cole, William Morse [1915], *Accounts: Their Construction and Interpretation*, Houghton Mifflin Company.
- Dickinson, Arthur Lowes [1913], *Accounting Practice and Procedure*, the Ronald Press.
- Duncan, Kenneth [1924], *Equipment Obligations*, D. Appleton.
- Eiteman, Wilford J. and Davisson, Charles N. [1951], *The Lease as a Financing and Selling Device*, University of Michigan Press.
- Federal Trade Commission [1917], *Uniform Accounting*, Federal Reserve Bulletin.

- Finney, Harry Anson [1923], *Principles of Accounting*, Prentice-Hall, Inc.
- Gilman, Stephen [1916], *Principles of Accounting*, La Salle Extension University, Chicago.
- Gilman, Stephen [1939], *Accounting Concepts of Profits*, The Ronald Press.
- Kester, Roy Bernard [1918], *Accounting : Theory and Practice, Volume II*, The Ronald Press.
- Kircher, Paul [1948], "Long Term Leases and the Balance Sheet," *the Controller*, August 1948, pp.388-389.
- Interstate Commerce Commission [1918], *Accounting Bulletin No.15, "Interpretation of Accounting Classifications prescribed by the Interstate Commerce Commission for Steam Roads in accordance with Sec. 20 of the Act to Regulate Commerce"*.
- Lybrand, William M. [1908], *The Accounting of Industrial Enterprises, American Association of Public Accountants Year Book*, pp.225-290.
- McMichael, Stanley L. and O'keefe, Paul T. [1974], *Leases : Percentage, Short and Long Term*, Sixth Edition, Prentice-Hall.
- Hatfield, Henry Rand [1909], *Modern Accounting, Its Principles and Some of its Problems*, D. Appleton.
- May, George O. [1943], *Financial Accounting : A Distillation of Experience*, The Macmillan Co. (木村重義訳 [1957]『G.O.メイヤー財務会計—経験の蒸留』ダイヤモンド社)
- Myers, John H. [1948], Presentation of long-Term Lease Liabilities in the Balance Sheet, *Accounting Review*, Vol.23, No.3, pp.289-295.
- Myers, John H. [1962], Accounting Research Study No.4, *Reporting of Leases in Financial Statements*, AICPA.
- Nevitt, Peter K. and Frank J. Fabozzi [2000], *Equipment Leasing*, Fourth Edition, Frank J. Fabozzi Associates.
- Paton, William A. and Russell A. Stevenson [1918], *Principles of Accounting*, Macmillan.
- Paton, William A. [1922], *Accounting Theory, With Special Reference to the Corporate Enterprise*, Ronald Press.
- Paton, William A. [1924], *Accounting*, Macmillan.
- Paton, William A. [1938], *Essentials of Accounting*, Macmillan.
- Paton, William A. and Littleton, A. C. [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準序説（改訳版）』森山書店)
- Previts, Gary J. and Merino, Barbara D. [1979], *A History of Accounting in America, A Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting*, the Ronald Press. (大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳 [1983]『プレヴィ=メリノアメリカ会計史』同文館出版)
- Sprague, Charles E. [1908], *The Philosophy of Accounts*, Ronald Press Co.
- Zeff, Stephen A. [1984], Some Junctures in the Evolution of the Process of Establishing Accounting Principles in the U.S.A. : 1917-1972, *Accounting Review*, Vol. LIX, No.3.
- Zeff, Stephen A. [2000], John B. Canning: A View of His Academic Career, *ABACUS*, Vol.36, No.1.
- Zeff, Stephen A. [2016], *Memorial Articles for 20th Century American Accounting Leaders*, Routledge.
- Zimmerman, Vernon Kenneth [1954], *British Backgrounds of American Accountancy*, University of Illinois. (小澤康夫・佐々木重人共訳 [1993]『近代アメリカ会計発展史—イギリス会計の影響力を中心に』同文館出版)
- 青柳文司 [1986]「アメリカ会計学」中央経済社。
- 石井明 [2013]「20世紀初頭における鉄道車両設備リース会計」「財務会計研究」第7号、財務会計研究学会。
- 小野武美 [1987]「金融リース会計の生成」京都大学経済論叢第139巻第2・3号、pp.93-110。
- 黒澤清 [1956]「米国会計発展史序説」馬場敬治他著『米国経営学』東洋経済新報社。
- 桑原正行 [2008]「アメリカ会計理論発達史」中央経済社。
- 國部克彦 [1994]「アメリカ経営分析発達史」白桃書房。
- 清水泰洋 [2003]「アメリカの暖簾会計」中央経済社。
- 津守常弘 [2002]「会計基準形成の論理」森山書店。
- 中野常男 [1992]「会計理論発達史」中央経済社。
- 若杉明 [1985]「企業利益の測定基準」中央経済社。